

子育て世帯への臨時特別給付金の支給に係る予算流用について

1 概要

令和2年4月7日に閣議決定された子育て世帯への臨時特別給付金について、早急な給付金の支給のため、関連する事務の事前執行を求めるもの。

2 背景

- ・令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金が閣議決定された。
- ・国の令和2年度補正予算が4月30日に議決された。
- ・国から、「今般の情勢を鑑みるに、準備が整った市町村からできるだけ速やかに開始いただきたい」と要請されている。
- ・5月補正予算において議案を提出し、議決後に流用、変更額の戻しを予定。

3 事業費（全体額 996,374 千円）

款 11 民生費 項 06 児童福祉費 目 09 家庭福祉費 大 事業 09 家庭福支援事業

(1) 流用

	事業	節	細節	金額（千円）	
流用元	児童手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△24,414	
流用先	児童手当支給事業	11 役務費	03 郵便料	16,350	A
		12 委託料	14 その他事業	8,064	B

(2) 基礎内容変更

	事業	内 容	金額（千円）	
基礎内容	児童手当支給事業	児童手当支給に対する扶助費	△971,960	
変更	児童手当支給事業	臨時特別給付金に対する扶助費	971,960	C

(3) 全体額

(A) 16,350 千円+ (B) 8,064 千円+ (C) 971,960 千円=996,374 千円

4 スケジュール（案）

- ・案内通知発送準備：5月中旬～7月中旬
- ・システム検証・データ改修：5月中旬～6月中旬
- ・案内通知送付（給付辞退希望の申出書同封）：7月中旬
- ・給付辞退希望の申出書受付：7月中旬～下旬
- ・給付金支払：8月初旬～中旬

※ただし、国の実施通知の状況により変わる可能性あり